

◎新潟県告示第818号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針(令和2年新潟県告示第1244号)を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「<u>別紙1-8 ずわいがに日本海系群B海域</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-2) (略)</p> <p>(別紙1-3)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主たる漁業種 類</th> <th style="text-align: center;">免許数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定置漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>27</u></td> </tr> </tbody> </table>	主たる漁業種 類	免許数	定置漁業	<u>27</u>	<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「<u>別紙1-6 すけとうだら日本海北部系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-2) (略)</p> <p>(別紙1-3)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主たる漁業種 類</th> <th style="text-align: center;">免許数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定置漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> </tr> </tbody> </table>	主たる漁業種 類	免許数	定置漁業	<u>10</u>				
主たる漁業種 類	免許数												
定置漁業	<u>27</u>												
主たる漁業種 類	免許数												
定置漁業	<u>10</u>												
<p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主たる漁業種 類</th> <th style="text-align: center;">免許数又は 許可数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定置漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>27</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流し網漁業(調整規則第4条第4号における漁業をいう。)</td> <td style="text-align: center;"><u>102</u></td> </tr> </tbody> </table>	主たる漁業種 類	免許数又は 許可数	定置漁業	<u>27</u>	流し網漁業(調整規則第4条第4号における漁業をいう。)	<u>102</u>	<p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主たる漁業種 類</th> <th style="text-align: center;">免許数又は 許可数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定置漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流し網漁業(調整規則第4条第4号における漁業をいう。)</td> <td style="text-align: center;"><u>103</u></td> </tr> </tbody> </table>	主たる漁業種 類	免許数又は 許可数	定置漁業	<u>10</u>	流し網漁業(調整規則第4条第4号における漁業をいう。)	<u>103</u>
主たる漁業種 類	免許数又は 許可数												
定置漁業	<u>27</u>												
流し網漁業(調整規則第4条第4号における漁業をいう。)	<u>102</u>												
主たる漁業種 類	免許数又は 許可数												
定置漁業	<u>10</u>												
流し網漁業(調整規則第4条第4号における漁業をいう。)	<u>103</u>												
<p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-5)</p>	<p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-5)</p>												

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	<u>27</u>
小型機船底びき網漁業（許可省令第70条第2号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	<u>196</u>
刺し網漁業（調整規則第4条第5号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	<u>425</u>
小型いか釣り漁業（調整規則第4条第7号に掲げる漁業をいう。）	<u>263</u>

第5 (略)

(別紙1-6)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	許可数
小型機船底びき網漁業	<u>196</u>
刺し網漁業	<u>425</u>
はえ縄漁業（調整規則第4条第6号に掲げる漁業をいう。）	<u>18</u>

第5 (略)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	<u>10</u>
小型機船底びき網漁業（許可省令第70条第2号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	<u>138</u>
刺し網漁業（調整規則第4条第5号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	<u>406</u>
小型いか釣り漁業（調整規則第4条第7号に掲げる漁業をいう。）	<u>247</u>

第5 (略)

(別紙1-6)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	許可数
小型機船底びき網漁業	<u>138</u>
刺し網漁業	<u>406</u>
はえ縄漁業（調整規則第4条第6号に掲げる漁業をいう。）	<u>21</u>

第5 (略)

「別紙1-6 すけとうだら日本海北部系群」の次に、「別紙1-7 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「別紙1-8 ずわいがに日本海系群B海域」までを加える。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まさば・ごまさば漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まさば・ごまさばをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば・ごまさばをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	27

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群B海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県ずわいがに漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ずわいがにをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。